

## 令和2年旭市議会第4回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第3号）

令和2年12月2日（水曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（17名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 片 桐 文 夫 | 2 番  | 平 山 清 海 |
| 3 番  | 遠 藤 保 明 | 4 番  | 林 晴 道   |
| 6 番  | 米 本 弥一郎 | 8 番  | 宮 内 保   |
| 9 番  | 高 木 寛   | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保   |
| 13 番 | 島 田 和 雄 | 15 番 | 伊 藤 房 代 |
| 16 番 | 向 後 悦 世 | 17 番 | 景 山 岩三郎 |
| 18 番 | 木 内 欽 市 | 19 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 20 番 | 高 橋 利 彦 |      |         |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|                    |         |         |         |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 市 長                | 明 智 忠 直 | 副 市 長   | 加 瀬 正 彦 |
| 教 育 長              | 諸 持 耕太郎 | 秘書広報課長  | 山 崎 剛 成 |
| 行 政 改 革<br>推 進 課 長 | 宮 内 敏 之 | 総 務 課 長 | 伊 藤 憲 治 |
| 企画政策課長             | 小 倉 直 志 | 財 政 課 長 | 伊 藤 義 隆 |
| 市民生活課長             | 遠 藤 泰 子 | 環 境 課 長 | 高 根 浩 司 |

|           |         |               |         |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 社会福祉課長    | 椎 名 隆   | 高 齢 者 福 祉 課 長 | 赤 谷 浩 巳 |
| 農 水 産 課 長 | 多 田 一 徳 | 建 設 課 長       | 加 瀬 博 久 |
| 都市整備課長    | 栗 田 茂   | 消 防 長         | 川 口 和 昭 |
| 庶 務 課 長   | 杉 本 芳 正 | 学校教育課長        | 加 瀬 政 吉 |

---

#### 事務局職員出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 花 澤 義 広 | 事 務 局 次 長 | 向 後 哲 浩 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（伊藤 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 林 晴 道

○議長（伊藤 保） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をご覧、またはお聞きの方々、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。これより皆さんの貴重なお時間をいただき、令和2年度第4回となります定例会の一般質問をここに行います。

初めに、当地域は少子高齢化に伴う人口の減少が急速に進み、今後、行財政運営に大きな影響がございます。現在、来年度予算編成作業は最終段階とは思いますが、財政運営や事業計画をしっかりと見極め、守るもの、攻めるもの、我慢いただくものなど、メリハリのある取組を願います。

また、本年9月に新たな内閣総理大臣が指名され、加えて、オリンピック・パラリンピックを控え、未来への躍動感を秘めた今こそ、実行のときだと考えます。

それでは、まず初めに、附属機関の設置に関して、その役割と問題点について質問をします。

地方自治法は、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附

属機関として自治紛争処理委員会、審議会、協議会、調査会、その他の調停、審査、尋問、又は調査のための機関を置くことができるとして、普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について、調停、審査、審議または調査等を行う機関としています。

本市では、地方自治法に基づくことのない多くの審議会や協議会、委員会等を規則、規約、要綱などによる内部決裁で設置しています。外部からの意見を広く取り入れることは大変によいことですが、行政に対する意見、取りまとめの都合のいい道具とされぬよう、議会のチェックが必要と考えます。

また、行政実例では、議決機関の構成員たる議員を執行機関の附属機関の構成員とすることは、自治制度の根本理念に反することとなり、不適当と言われております。全国市議会議長会の都市行政問題研究所が発表した地方分権と市議会の在り方、そして、分権時代における市議会の在り方の調査研究報告書では、いずれも、議員の審議会等への参画の見直しについて提言をされています。そのため、都市計画法に基づく都市計画審議会委員、民生委員法に基づく民生委員推薦委員会委員、地方青少年健全育成法に基づく青少年問題協議会委員など、法令の定めるものにとどめる必要があると考えます。

そこで、これまで市長が要綱等で設置していた協議会等を議会のチェックができる条例化にすることや、附属機関への議員の参加を見直すことの2点について、市長のご見識を伺います。

次に、旧中学校跡地の利活用に関して、その検討及び協議内容について質問をします。

旧海上中学校は平成19年に、旧飯岡中学校は平成28年に、それぞれ新校舎の新築により現在地へ移転をし、旧校舎は解体され、長年更地となっています。そのため、近隣住民からは有効な利活用を求める声が日増しに強くなっております。

このような中で、本市では平成29年に旭市旧中学校跡地利用検討委員会を設置し、翌30年に協議の結果を市長に報告していますが、市長はその報告をどのように参考にして、さらなる検討を行ってきたのかご教示ください。

続いて、指定管理の制度に関して、その選定及び管理運営について質問をします。

本市が発注する公共工事や指定管理の選定は、市外の企業と広域的に連携するものはあるものの、本質的に市が行う予算の支出に関しては、市民や市内企業が柱になってもらいたいと考えます。指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正によって、市や県などの出資法人や公共団体等に限られてきた公の施設の管理運営を地方公共団体が指定する法人や民間

企業などに委ねることができるようになった制度であり、本市では現在、4施設で指定管理者による管理運営が行われております。その中でも、3施設は特別な知識と技術が必要とされることから、随意指定となっています。一方、その他の1施設については、公募による選定が行われていますが、ほとんど応募は1者程度という状況に加え、市内企業を育成するという視点からはかけ離れた募集要項になっております。

そこで、どのような基準で、どのような審査が行われているのか、調べてみました。すると、市としては、ガイドラインを定めているのみで、統一した審査基準ではなく、施設の所管課が基準や項目を定めているものでありました。確かに施設の規模や特性に応じた審査や配点となることは適切だと思いますが、市の施設としての水準を保つためには、満点の何割以上を合格とするのかなど、一定の基準は必要であると考えておりますが、本市の見解を求めます。

最後に、トイレ環境の改善に関して、その洋式化の推進について質問します。

かつて公共トイレは、まちづくりや施設設計の上であまり重視されず、後回しに考えられがちな存在でした。しかし、近年では公共トイレがその場所のイメージを左右し、時には集客などにも影響することから、優先課題の一つとして公共トイレの整備が挙げられるようになってまいりました。また、ユニバーサルデザインや防災などの観点からも、誰もが安心して使える公共トイレの重要性が増しております。

しかし、大金を投じて立派な公共トイレを設置しても、その後の管理、利用が悪いため、いわゆる4K、汚い、臭い、暗い、怖いをはじめとする諸問題が発生しているケースも相変わらず見受けられます。トイレ設置後の諸問題には、清掃などの管理体制が影響しており、同時に、管理者側からは利用者のマナーの欠如や認識不足などの問題が挙げられているようです。

そこで、本市の公園等に設置されている公共トイレの洋式化率と定期清掃等の管理状況を伺います。

以上、計4点に及ぶ質問を市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者から高齢者までが十分に理解できるような簡潔明瞭な答弁に努めてもらうよう願います。

僕は責任ある世代として、これからの担い手となる子どもたちから、長年社会に貢献いただいた高齢者のため、過去にとらわれず未来を悲観せず、ここで一所懸命活動しています。僕は日本の真ん中で輝く希望にあふれる旭市をつくる、その大きな夢に向かって、皆さんと

共に取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは大きな1番の附属機関の設置に関してお答えをしてまいります。

ご質問の趣旨は2点あったかと思います。

その1点目、要綱等で設置しているものを条例化してはどうかというご質問でございます。

これにつきましては、法律ですとか条例によらない懇談会、あるいは検討委員会といった組織がございます。これにつきましては、パブリックコメントなどと同様に、多くの市民の意見をお聴きし、その意見を反映させることによりまして行政運営の公正さの確保、あるいは透明性を向上させようとするものでございます。設置に当たりましては、執行機関から要請で設置しておりまして、その職務を持つ附属機関とは目的に違いがございますので、ご理解をお願いできればと思っております。

もう一つ、ご質問ですが、議員の参画の見直しというご質問がございました。

これにつきましては、法に基づく附属機関をはじめ、懇談会、検討委員会など、その形態のいかんにかかわらず、議員に委員をお願いしているものもございます。これは議員としての見識が必要なもの、あるいは議員の立場から意見をいただきたい場合などに委員をお願いしているものでございます。

今後も会の目的に応じまして、議論が有意義なものになるような委員の選定に努めていきたいと思っております。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは2点目の旧中学校跡地の利活用に関してお答え申し上げます。

旧海上中の跡地につきましては、議員おっしゃっているように平成30年に委員会の報告がなされました。その内容ですけれども、キーワードといたしまして、駅近、落ち着き、緑、健康、こういったものをキーワードとしまして、利活用の方法としては、民間活用による住居系を中心とした複合的施設というような委員会報告があったところでございます。

しかしながら、旧海上中学校跡地を利活用していくためには、周辺の環境整備が必要となります。はっきり申し上げますと水の問題ですね。そういった周辺の整備を行う必要がある

ということ。

それから、今現在、市では人口減少対策の一つとして、民間のノウハウ等を活用した生涯活躍のまち・あさひ形成事業を進めております。この生涯活躍のまちができますと、恐らく海上中学校跡地とは結構距離的にも短く、道路1本で行けるようなところになりますので、したがいまして、生涯活躍のまち・あさひ形成事業が実現した後の波及効果、周辺の整備を考慮する必要があると考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、選定基準、審査についてお答えします。

まず、申請者から提出されました事業計画書の内容が、施設の運営で住民の平等な利用を確保することができるものであるか、また、施設設置の目的を効果的に達成し、管理に係る経費の縮減が図れるものであるか、また、管理及び運営を適正かつ確実に実施する能力を有するものであるか、あと、指定管理者制度の導入に係る基本方針の候補者選定時の評価基準では、必要な項目などにより総合的に判断を行っておりまして、運営団体の安定性など10項目を選定の基準として、具体的な業務に応じて細目設定などによりまして審査を行っている状況でございます。

あと、満点の何割以上かというようなご質問でありまして、1,000点満点中600点以上を合格というようなことで選定しておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは4番、トイレ環境の改善についてお答えします。

環境課所管の公衆トイレ、公共トイレにつきましては、旭中央公園、干潟駅、旭駅、倉橋駅の4か所がございまして、全体の洋式化率は46.7%でございます。

次に、定期清掃の管理状況についてでございますが、清掃につきましては、清掃業務の委託契約を締結しておりまして、旭中央公園は毎週月曜日の1回、干潟駅は2日に1回、旭駅につきましては毎日、倉橋駅は3日に1回の頻度で実施しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課からは、主に公園のトイレについて回答いたします。

便器の数に対する洋式化率でございますが、洋式化率は39.1%となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 失礼いたしました。管理の状況の回答漏れがございました。

トイレの清掃につきましては、維持管理業者により、週2回の頻度にて実施しております。

また、特に利用者の多い施設につきましては、週3回清掃している施設もございます。

以上でございます。失礼しました。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、今、附属機関と中学校跡地利用、利活用に関して、僕は市長に対して質問をいたしました。ご回答、拒否されているようでありまして、議会軽視でありますので、議事録を僕のも今の答弁もカットしていただきたい、そのように思います。

続けて、議長、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤 保） はい。

○4番（林 晴道） じゃ、再質問を行います。

市長にお答えいただけないようなので、それでは、まず附属機関の設置に関して、役割と問題について。

市長執行部の附属機関については、次のような問題点が指摘されています。

一つ目に、執行機関の判断を追認する御用機関である。二つ目に、執行機関の責任を転嫁するための隠れみのである。三つ目に、議会審議を先送りし議会を形骸化させるもので、住民の意見を聴いたという実績づくりである。四つ目に、附属機関の要件を満たしているにもかかわらず、条例で設置していない。

そこで、本市で設置している審議会や協議会、それに委員会等の条例化及び報酬の現状について、あと、議員の参加状況も併せて、じゃ、先ほどの総務課長にお尋ねいたします。

議長、お願いします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からお答えいたします。

審議会とか名称にかかわらず、いろいろ調査ですとか行う機関としまして、市では、今、69団体あるというふうに認識をしております。この数の計算がどのくらい正確かという部分もございますけれども、69団体ということで今捉えておりまして、そのうち、内訳というこ

とで申し上げますと、法令に基づくもの、法律で決まっているもの、これが15ございます。次に、条例で設置しているものが16ございます。差引き38、これが要綱などの根拠で設置しているという状況でございます。

それと、質問の二つ目として、報酬というご質問がございました。報酬を出しているものと出していないものということで分離をいたしますと、報酬を支払っているもの、これは審議会として、法令や条例に基づいてやっているもののうち、報酬という形で支払っているものということになりますが、これは38ございます。報酬ではなくて報償費、謝礼的な意味ですが、これで払っているものが12ございます。残りはお金は払っていないということになっております。

ご質問の三つ目になりますが、では、全体の中で議員が参画している団体の数ですが、11ございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それらを条例化せずに報酬等を出しているとなりますと、違法性が問われる可能性もありますので、早急に条例を制定しなければなりません。

それまで、同様の他の自治体では、これを停止だとか中止といった措置を取っていますが、本市の対応策について伺いたいと思います。加えまして、附属機関の答申を引き合いに、市民の意見であるかと、当たり前のように言われても議会としては困りますので、その前提として、まずは条例化で議会と十分に協議すべきと思いますが、担当課で構いませんので見解を聞かせてください。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 条例化しないでお金を出しているのは問題ではないかというのが、まず1点としてございました。そこは、条例に基づいてお金を出しているものと、そうでなくてお金を出しているもので区分をしているというところでご理解をいただければと思います。

先ほど報酬という言葉と報償費という言葉を申し上げましたが、報酬というのは条例あるいは法令で決められて設置しているものに対して、非常勤特別職としての報酬として払っているもの、そうでないものについては、お礼としての報償費ということで区分をしておりますので、違法性はないというふうに認識しているところでございます。

次の質問で、ほかの自治体ではそういった事例についてもう既に中止をしているというようなことがご質問の中でございました。本市におきましてどうかということになってまいりますでしょうが、この審議会、条例等に基づく審議会、そうでないものの検討委員会ですとか、協議会、こちらはその目的あるいは必要性、その期間そういったものを全体的に勘案しまして、じゃ、条例に基づいて設置するのか、そうじゃない形でやるのかということで、それぞれ設置していることがございますので、そこは今後もその目的、必要性、期間ですとか全体的に考えて、条例で設置するべきものは条例で設置する、そうでなくてもいいものにつきましては現状のままいくというような、そういった形の区分でいきたいなと思っております。

ご質問の中での三つ目に、そういった協議体からの意見を聴いたことで、議会が軽視されてしまうのではないかとといった趣旨のご質問かと思えます。決して議회를軽視しているものではないというふうに思っております。

条例や法令で設置されました審議会等につきましては、これは諮問という形で審議をお願いするものでございます。それに対して、答申という形でいただきます。その答申というのは非常に重みがございますので、それを重要視、当然尊重するということになってまいります。一方、そのほかの協議会ですとか、懇談会ですとか、そういった機関につきましては、諮問、答申ということではございません。言い方が正しいのかどうか分かりませんが、広く市民の意見をお伺いするためにパブリックコメントに似たような形、ただ、こちらからお名前をとといいますか、人をお願いしまして、広く意見を聴くということで行っているものでございますので、決して議회를軽視しているものではございませんので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） なかなか論点が合わないようなので、ぜひ市長に申し上げたい、お伺いしたいんですね、最後には。

そもそも専門家の知見を求めるのであれば、委員会ではなく、条例が不要な専門委員制度を活用すればいいのではないのでしょうか。執行機関が主体性を持って判断するなら、専門委員から専門知識を個別に収集すればよいのであって、委員会等による学識的議論は必要ないと考えます。

そこで、提案型の質問となりますが、僕は旭市附属機関等の設置及び運営に関する指針を

定め、その指針に基づき、既存の協議会等の整理を行い条例化して、議員の審議会等への参画を見直すべきと訴えますが、市長に一言でもいいんですけれども伺えませんでしょうか。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 林議員の貴重なご意見をいただきまして、そういった検討委員会や諮問委員会が本当に必要なのかという部分、改めて執行部で協議させていただきたいと、そしてまた、附属機関の設置条例、必要であればそういったことも条例化していきたいと、そう考えております。

いずれにしましても、見直しということは時々には必要でありますので、そういったことについても真摯にやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ありがとうございます。よろしくお願いしたいと思います。

次に、旧中学校の利活用に関して、検討及び協議内容についての再質問に移りますが、これも報告が検討委員会から上がったと、そういう状況を踏まえて質問につなげたかったんですけれども、僕が調査した内容で進めていくしかないので、そういうふうに思います。

検討委員会の報告書には、旧海上中学校の利活用方法として、民間活用による住居系を中心とした複合的施設としておりますね。次に、旧飯岡中学校の跡地ですが、これ、具体的な利活用方法として、サッカー場等のスポーツ関連施設とされておりまして、これ、もう既に関連予算が計上されて先行しています。

これ、また両中学校跡地共に、地元の愛着及び周辺の環境に配慮し、地域との調和を図っていくと明記されております。今後、旧海上中学校跡地はどのような形で取り組むのか、これをこれまでの経緯と周辺の環境への配慮や地域の調和とありますので、その辺に対しての具体的な取組についてお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

旧海上中学校の跡地の利活用につきましては、先ほどの削除ですね、周辺の環境整備が必要となってまいります。周辺の環境との調和ということで、例えばあそこら辺の排水の問題等も解決していかなければならない問題だと考えております。

それで、生涯活躍のまち・あさひ形成事業を今進めている中で、その完成した後の波及効果を的確に捉えながら、より魅力を高めるような検討を随時進めてまいりたいと考えております。

それまでの期間、生涯活躍のまち、完成するまではあと数年かかりますので、その期間についての何らかの形での暫定的な利用方法についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほどがないのでやり直しますよ。

旧海上中学校跡地に関してですが、僕はこれまで特に当地域の排水問題を毎年強く指摘していますが、この問題を早急に全力で解決しなければ、旧海上中学校跡地の利活用は決してこれ進捗が難しいと、決して進捗しないと、そのように思うわけで、その対応の鈍さによって、反対に当地域の衰退が懸念されると心配をしています。

その点、では本市の見解を伺いたいと思います。

また、この地に学校を開校するに当たり、土地の寄附や買収があったと聞きましたので、その実績等、今後の土地を譲渡していくと思うので、その具体的な内容を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、当時の学校用地としての買収等ということですが、こちらの土地につきましては、海上町統合中学校建設敷地として、昭和33年に当時の海上町と地権者との間で売買契約等が取り交わされており、平成19年4月1日に校舎の新築により、現在の場所に全面移転するまでの約48年間、活用されてきた土地となっております。

その実績ということになりますと、ちょっと、実績としては48年間活用してきたということになるかと思います。

それと、これから譲渡していく、その方法ですが、あくまでも民間活用による住居系を中心とした複合的施設という方向性で考えておりますので、何らかの形でのそういった民間業者への譲渡の方針ということになるかと思います。

それと、議員おっしゃっていましたが、先ほども申し上げましたが、あの周辺の排水の関係、それが遅れているのでこちらも遅れてしまっているのではないかと、かえって衰退につながってしまうんじゃないかというご指摘ですが、あの周辺の排水計画につきましては、恐らくまだ決定ではありませんけれども、来年度、大規模な調査に入ることになるか

と思います。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 旧海上中学校は学校用地の一部は寄附だとか、買収して開校したと伺いました。その土地を提供してくださった方の多くは、公立中学校の開設なので、大切な土地をやむなく手放したと聞いています。そのような土地提供者に対し、本来は、丁寧に早い段階で説明だとか相談をすべきで、一定の理解を得てから、次の利活用の検討をすることが当然であると僕は考えます。

これまで検討委員会が検討したこと、検討委員会自体が隠れみのの道具と化し、委員に大変失礼であるので遺憾に思いますが、本市の見解はいかがでありますか。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

学校用地として提供したものであるもので、それを処分といいますか、譲渡等する場合には、当時の地権者に丁寧な説明が必要ではないかというお話です。

その点につきましては、これ、正直申し上げまして、48年間活用したんですが60年前の契約です。60年前の契約で、60年ですから還暦といいますか、そういった形で既にもう当時の契約した方はほぼお亡くなりになっていたりということもございます。それで、60年を経過したものですから、跡地の利用については、市のほうで考えてもいいだろうという形に考えまして、検討委員会を設置したというようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） その当時、中学校用地を提供したというご子息さんから、どうなっているのかぜひ聞いてもらいたいということがありました。ぜひ調査を続けてもらって、何らかの接点を持って説明に上がってもらえたらありがたいかなと、そのように思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、指定管理者の制度に関して、選定及び管理運営についての再質問ですね。移ります。

ここで1点問題だと感じた点は、例えば入札であれば、市全体で統一した基準に基づいて

施行されているのに、評価や配点方法が適正であるかどうかを外部が分からないことですね。特に経費削減だけでなく、市民サービスの向上というもう一つの目的がきちんと評価できている選定となっているのかが疑問であります。大切な税金を投入する以上、きちんと検証できるシステムが必要で、それを市民が分かりやすく開示して見ることができるということが必要ではないかと思うのですが、責任者である副市長に見識を伺いたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今、私にということでした。

評価が適正なのか、それから市民サービスの向上につながるような形で選定ができているのかということでございます。

ただ、その選定に当たりましては、それぞれみんな施設の設置目的等ありまして、その所管する課がございます。その中で、きちんとかこの目的を達成するために、こういったものが必要であるということで、例えば、選定を実施していくための細かなものをその段階で出していく。例えば、その申し込む運営の実績であったり、効率的な運営ができるのか、効率化への取組はどうなるのか、施設管理をしていく意欲であったり熱意であったり、そういうものもそこに感じ取れるような書類を出していただくことになっています。当然、安全性であったり、利用者への配慮だったり、さらに団体の理念、姿勢、本市における団体のその運営状況、例えば、今……

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） ですから、そのところについては、そういった形で募集しますよということで、公募をするように出します。要項をきちんとお示しします。それを見ていただいて、それぞれの団体が申し込んでいただくことになりますので、そのところ、じゃ、どこまで市民に知らせるかというのは、なかなか難しいところ、あるかと思いますが、きちんと募集要項の中でそれはお知らせしている段階であるということです。その個々のところまで全部市民が理解できるようにということでありまして、どこまで知らせればいいのかと、市民全員に通知を出すわけにはまいりませんので、そのところはここをこういう形で進めますよということでいくしかないのかなと思っています。

それは指定管理者を選定するための手続きに関しては条例化する、これは国のほうの方針でそのように定めておりますので、それにのっとって進めるということになろうか思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） その評価だとか配点の方法が適正かどうかをやっぱり市民に分かってもらいたい。やはりその部分で質問したんですよ。

昨今、やはり前回の議会の中でもありました。何か刑事さんの問題だとか、いろんな市外の方からも旭市に何か入札の問題とか、何かそういうのがあるのかという疑いの目があるので、やはり皆が一目瞭然分かるようなそういうことを望んでの質問であったわけでありますから、その辺十分ご理解いただけたらいいのかなと、そのように思いますね。

選定というのは、選定委員会で行われますけれども、選定理由はこれまでの管理と運営実績を大きく評価する傾向であり、継続して選定された場合には実績があることは当然で、このことが制度始まって以来、同じ業者の選定につながりやすく、新規参入を難しくしている要因の一つではなかろうかと、そう思います。

そこで、公募に手を挙げづらい状況をどのように改善し、今後、管理の選定を進めていくのか、その意欲があるのか否かをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、現在、指定管理に向けて新規参入、または公募による手挙げの業者が増えるような形の新たな取組といたしましては、サウンディング市場方式といいますか、そういったものを新たに活用しているところでございます。サウンディング型市場調査といいまして、今回、またそういったものを実施することによりまして、市場の把握であったり、公募による民間業者との対話により調査、活用アイデア、そういったものを収集し、参入しやすい公募条件の設定などを事業者からの幅広い視野に立った提案をいただきまして、事業者選定ができるように行っているところでございます。

それと、あと、先ほど副市長への質問の中で、評価の関係というお話がありました。

その辺につきましては、行政改革アクションプランの中でも指定管理の業者のどういう状況で指定期間行われているか、そういったものを検証するような仕組みを行っております。そこで、そういった具体的な内容までは市民の方へ公表していませんが、一応行政改革推進委員会なりそういった中で、行政改革アクションプランの進行状況ということで確認をさせていただいているところでございますので、そういった状況で行っているところであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 指定管理、4回の質問、最後になりますけれども、地域のネットワーク、

これを生かせる身近な業者さんというのは、目配りや気配りから緊急時の対応まで、効果的で効率的な細やかなサービスが可能なので、市営規模の公園等は市内に登録されている民間業者に加点することや、市内企業に限定した選定を行うなど、地域振興と企業育成の視点を十分に配慮した形にすべきと考えますが、本市の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） まだ、市のほうではそういった地域の状況等踏まえた中でいろいろ幅広く指定管理の施設のほう、導入というのが進んでいないのが現状であります。近隣の市では、そういった公園であったり何たりというのを地域のネットワークを活用した中で、そういった団体の方をお願いしている事例もありますので、本市としましても、今後そういったものが進みまして、指定管理の施設の拡大が図ればなというふうに考えています。当然、これは我々行政改革を進める中で、アクションプランの中でもそういったもの、または、今策定しています公共施設等総合管理計画の中でも指定管理制度の拡充というようなものを考えておりますので、今後、またよりよい運営ができるような形を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） お願いします。

では、最後に、トイレ環境の改善に関して、洋式化の水洗についての質問になります。

本市には数多くの公園があり、実に様々な方に利用されています。中でも小さなお子さんやお子さん連れの家族、また、グラウンドゴルフを楽しむ高齢者はその筆頭となっています。

そんな公園ですが、常設されているトイレは現在ほとんどが和式トイレとなっています。和式トイレは小さなお子さんやおなかの大きな妊婦さん、それに高齢者が使いづらく、誰もが使いやすい洋式トイレへ改修していくのが最適ではないかと考えます。

特に、公園は幼児の遊び場だけでなく、保護者のコミュニケーションの場であり、本市に暮らす皆さんのスポーツの場としても利用されており、トイレの問題は軽視できません。和式トイレは清掃がしやすい、直接便器に接しないで用が済ませるので衛生的など、利点も多くありますが、全ての人が使えるトイレという点では洋式が適していると思います。

そんな中、和式トイレにしゃがんだ高齢者の知人が立ち上がれなくなってしまい、たまたま散歩で通りがかった近隣住民が助けを求める声に気づき、救急に連絡して、消防職員に助けられた事例が、つい数か月前近所でありました。その後、シニアクラブ活動などで元気な

姿を見せてくれたので安心しましたが、そこで、トイレ全般で起こってしまった事故、または事件など、本市で確認できているものがありましたら、お知らせ願います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、環境課のほうから、直近ではないんですけども、事故……事故ではなく、そういった事例があったかどうかお話ししたいと思います。

まず、3年くらい前になりますが、旭駅のトイレにおきまして、ご婦人の方が倒れて救急車で運ばれたというような事例がございました。それに関しては、その倒れた方自らが消防のほうへ通報したということで話を伺っております。

取りあえず、環境課所管の関係ですと、まず1件だけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課の所管につきまして、事件、事故というところでございまして、今のお話の関するものが1件ございました。90歳の女性の方が和式の公衆便所のほうに座られて、立ち上がることができなくなったというところでございまして、近くの方をちょっと呼んで、その方もちょっと女性を持ち上げることができないというところでございまして、救急隊のほうを呼んで救助していただいたという例が今年度ございました。

以上、1件でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） トイレの事故、やはり多くあるということを聞いておりますが、実際の例があるということで、こうした流れの中では、和式がいい、洋式がいいといったトイレ論争は過去のことになりつつあります。トイレの環境の改善に関して、洋式化の推進、これはやはりもう進めていかざるを得ないのかとそうに感じますし、公共トイレがその場のイメージを左右して、時には集客にも影響するということがあります。

優先課題の一つとして、公共工事の整備を挙げていただいて、ぜひ事故の防止だとか、お昼近いので、その4Kをなくすような取組を今後の公園整備だとか、新たな施設整備のときには検討してもらい、それから、また改修工事等があるときには検討してもらい、そのことをお願いして、質問を終わります。

回答いただけたらありがたいと思うので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現在、公園施設の新設に伴い、設置するトイレ施設については、洋式トイレの設置を図っております。

既存の公園施設につきましては、老朽化等により改修を行う際などにトイレの洋式化及び多目的トイレの設置についても併せて実施するなど、今後も清潔で安全な利用しやすいトイレとなるよう、様々な方向から方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 環境課ですが、環境課の所管するトイレ、駅に関しましては当面ちょっと計画がございませんが、旭中央公園につきましては、市の個別施設計画の中で耐用年数を経過した時点で施設の建替えというのを計画をしております。その中で十分検討して実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（伊藤 保） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

大きく分けて五つの質問をします。質問と答弁合わせて1時間となっていますので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、大きな1点目は飯岡地域津波避難道路についてであります、（1）として未買収

地の総延長と地権者数について。地権者から道路用地として購入できない総延長とその地権者の人数についてお尋ねします。

(2) として、未買収用地の理由について。地権者から道路用地として購入できない具体的な理由について、地権者ごとにお尋ねします。

(3) として、未買収者への対応について。現在まで、未買収者への対応をどのように行ってきたのかお尋ねします。また、今後どのように対応していくのかお尋ねします。

大きな2点目は、矢指地域津波避難道路についてであります。 (1) として未買収用地の総延長と地権者数について。地権者から道路用地として購入できない総延長とその地権者の人数についてお尋ねします。

(2) として、未買収者への対応について。現在まで、未買収者への対応をどのように行ってきたのかお尋ねします。また、今後どのように対応していくのかお尋ねします。

(3) として、計画路線上のファームポンドについて。当初計画では、計画路線上にファームポンドがあり、設計を行ったらファームポンドの改修には莫大な予算がかかり、路線変更をしました。このファームポンドの設計委託料と改修事業費の金額、そのうちポンプなどの機械の改修費についても併せてお尋ねします。

大きな3点目は、農業施設の補助金について。

(1) として、農業団体などへの施設の補助金要綱について。農業者団体が行う機械、施設改修などの補助金要綱にはどのようなものがあるのか、その補助率、限度額等についてお尋ねします。

(2) として土地改良施設維持管理適正化事業補助金について。この補助金の趣旨と目的、具体的な国、県、土地改良区の補助率と市の補助要綱はどのようになっているのかお尋ねします。また、この補助金制度を使い今まで事業を行った団体数と、市から助成負担を行った団体数と、一番多く市が助成負担した金額についてお尋ねします。

大きな4点目は、銚子連絡道路について。

(1) として、道路の構造等について。旭市の発展と期待していた銚子連絡道路は、市役所前の道路と通称八銚線の間を南北に分断し、高い道路から旭市を眼下に見下ろし、市を東西に通過する道路です。この道路構造の盛土の高さ、道路の幅員と車線数、道路下部の最大幅と側道はどのようになるのかお尋ねします。また旭地域の総延長と盛土部分の総延長、そして盛土を行わない一般道路と同様の高さの道路の総延長とその具体的な場所はどこなのか併せてお尋ねします。

(2) として道路の横断について。旭地区にインターが2か所計画されますが、計画ルート上の現在の南北の路線数と、連絡道路建設後の南北を横断する路線数と形態についてお尋ねします。

(3) として都市計画について。銚子連絡道路の説明会では都市計画の原案の説明がありましたが、市長はこの原案を知らされていたのか、知らされていたならばどのような意見を行ったのかお尋ねします。

(4) として市を南北に分断することについて。連絡道路は盛土の道路です。この道路が整備されると市内を二分する南北の壁のような道路となります。市の基幹産業は農業と市長は常々言っていますが、計画道路は水田地帯で農地が分断化され、耕作放棄地の増加、また分断されることによる地域の区民の交流や絆への影響をどのように考えているのかお尋ねします。

大きな5点目は、飯岡海上連絡道三川蛇園線についてであります、(1) として進捗状況とJRトンネル部分の完成時期について。全体の完成時期とJRトンネル部分の完成時期についてお尋ねします。

(2) として未買収用地の総延長と地権者数について。未買収の総延長と地権者数についてお尋ねします。また購入できない具体的な理由も併せてお尋ねします。

(3) として、未買収者への対応について。未買収者への対応をどのように行っているのかお尋ねします。また、今後どのように対応するのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問につきましては自席で行います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問にお答えいたします。

私のほうに質問がありました都市計画について事前に知らされていたのか、ルート等について、そしてそのどのような対応をしたのかということであります。

それと4番目の市を南北に分断することについて、農地が分断されるということもありますし、いろんな面で不便があるということで、それらについても考えを述べさせていただきたいと思います。

この銚子連絡道路については、ご承知のように県の事業ということでありまして、県、国のコンサルがやったのか、どこがやったのか、その内容についても定かでは、聞いてはおり

ませんけれども、ルートについての事前説明は詳細についての説明はありませんでした。

ただ、大きな丸ぼちをここに通すというようなことは事前に説明がありました。詳細について私のほうからも質問をしまして、できるだけ斜めに農地を走らないでほしいと、それと高架道路もぜひ考えていただきたい、盛土だけでは40メートルも45メートルも幅員を必要とするということの中で、それは避けてほしい、なるべくなら高架道路といいましょうか、そういう部分にしてほしいなということも要望したところであります。

そういった部分で対応もさせていただきまして、私どもの旭市の農業の町ということも十分に理解してほしいということで、説明に、たしか1回だと思えますけれども、県から、海匠土木と県と一緒にあって説明に来ました。

南北を分断することについては、今も申し上げましたけれども、農地が相当つぶれる。食料自給率が低い中で、農地が、本当に優良農地も相当かかってしまう。本当に40何メートルの幅員はぜひ避けてほしいと、そういうことを強く要望させていただきました。それ以来も、説明会の後も海匠土木、そして県の道路計画課課長にも強力にそのことは申し述べましたし、今後推移を見守りながら、要求すべきことは要求して、要望していきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では高橋議員のご質問に対して、建設課からは大きな項目の1と2と4、そして5につきましてご回答いたしたいと思えます。

まずこちら、津波避難道路横根三川線の未買収地の総延長と地権者数ということでございます。

まず未買収地の総延長は330メートルでございます。未買収地の地権者は8名となっております。

続きまして、その理由はということでございます。未買収地の理由はということでございます。相続の問題、それと線形などによるものでございます。

それと今までの対応、あるいは今後の対応はということでございます。今までも地権者に対しましては、災害時には住民がいち早く避難をしていただく重要な路線であるということなどを説明しながら交渉をしてまいりました。今後の対応としましては、本事業の趣旨、今までどおりの説明を理解していただくとともに、問題解決につながるような方策を検討し、提案を重ねながら交渉に取り組み、一日も早い完成を目指してまいりたいと思っております。

続きまして、大きな項目2でございます。

こちら未買収地の総延長と地権者数ということでございます。まず総延長が150メートルでございます。地権者数は7名となっております。

(2)でございます。今までの対応、今後の対応はということでございました。こちら飯岡地域の道路と同じように、住民が災害時には避難する道路としては重要な路線でありますので、ご協力を願いたいというような内容も含めまして、説明をまいりました。今後の内容といたしましても、本事業の趣旨をご理解いただくとともに、問題解決に向けた方策を見い出しながら、用地取得に対し協力が得られるよう、交渉を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、(3)ファームポンドについてということで、計画を進める上でファームポンドの設計が必要になったことから、業務委託の設計をお願いしたところでございます。委託料に関しましては約1,100万円、改修にかかる総額といたしましては約3億円、それでポンプ等の機械に関しましては、すみません、ポンプ据付関係、製作と据付ということで、諸経費と消費税を抜いた額で、約2,800万円の見積りが出ております。

続きまして大きな項目4でございます。

まず(1)につきましましては、道路の構造ということでございました。まず盛土の高さに関しましては、高いところで約7メートルと伺っております。車線の幅、あるいは車線数という話でございます。片側1車線で道路の幅員、こちらは路肩を含めまして7.5メートルということでございます。

それであと側道に関してでございますが、こちらまだ詳しい話は県から伺っておりませんので、申し訳ございません。ちょっと回答ができない状況でございます。

あと総延長……

(発言する人あり)

○建設課長(加瀬博久) 一番下の幅員ということでいいですかね、広がった。こちらはだいたい40メートルぐらいと伺っておるところでございます。

あと道路の総延長が、旭区間で7.7キロメートルでございます。それでそのうち盛土の区間に関しましては約6.7キロメートルと伺っております。それで平たんになる場所はというお話もございました。こちら、津波避難道路が南から上がってきます。それを横断してから、中央病院の南東というんですかね、そこら辺からだんだん降下をしてきまして、一番この銚子連絡道路の終点から200メートル区間が一番平たんになる区間と伺っております。

あと(2)でございます。

南北路線数ということでございます。

千葉県よりこちらに示された図面でのご回答となってしまいますが、46路線ということで市道はお願いしたいと思います。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） この間の都市計画の原案説明会で示された図面、こちらから拾った数字でございます。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 銚子連絡道路が今既存の……

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 現在46路線ということで、お願いしたいと思います。

それであと新設される横断の数ということでございますけれども、こちらもまだはっきりした数字は出ていないんですが、十数か所程度だと思います。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） はい。そちらもちょっと図面で拾っただけなので、すみません。

今の関連ですが、どのような形態になるのかというお話ですが、ほとんどがボックスカルバートというようなトンネル形式で設置をされると伺っているところでございます。

あと（４）でございます。（４）、こちら南北に関しましては、うちのほうで農業関係のこともありましたが、取りあえず地区によっては南と北に分かれるところもございしますが、はっきりした人数、あるいは戸数はちょっと調べられないため、地区によっては南北に分断といってもトンネルができる関係で、そこら辺は分断ということはないのかなということを思っております。

あと大きな項目……

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） 分かりました。

５項目めに進んでよろしいでしょうか。

飯岡海上連絡道の関係でございます。進捗状況はということでございます。

まずＪＲの完成時期につきましては、令和５年１２月に完成が予定されております。全体の完成といたしましては、令和６年度末を予定しているところでございます。

あと（２）では、未買収地の総延長と地権者数ということで、まず総延長は76メートルでございます。地権者は実質１名が残っている状況でございます。その理由はということでご

ざいますが、地権者様のご意向だと、やはり横断する道路がございまして、そちらの交通安全対策が一番の理由になっていると私どもは感じております。

(3) では対応をどのようにしているのかということで、こちらも同じような回答となってしまうのですが、やはりこの道路は必要であるということが一番にお願いをしております、地元からもやはり完成を望む声も大きいということなど、ご理解を賜ればなということを考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは農水産課からは3の農業施設の補助金について回答させていただきます。

市の要綱または市が負担しました負担率や限度額ということで、施設の維持管理や改修等への補助金は、旭市農業用排水路改修事業補助金交付要綱と旭市多面的機能支払交付金要綱によるものがございます。

農業用排水路改修事業補助金は、水路の掘削や用水管の漏水補修工事等への補助となります。土地改良区の承認を得た事業が対象で、補助率は事業費の20%以内とし、限度額は100万円となっております。

多面的機能支払交付金につきましては、地域で行う草刈りや泥上げ、農道への碎石補充等の維持活動費に充てられるほか、施設の長寿命化に取り組むことも可能となっております。国や県、市による補助で、内訳としましては、国が50%、県が25%、市が25%となっております。対象とする農地の地目、面積等に応じて定額が交付されます。なお、施設の長寿命化に取り組む場合は、1工事当たり上限が200万円との要件となっております。

続きまして(2)の土地改良施設維持管理適正化事業補助金について、制度の目的、趣旨、市の要綱の国の負担率とか地元の負担、また件数と金額ということでのご質問にお答えいたします。

土地改良施設維持管理適正化事業は、施設の整備補修に対する補助制度です。機能の保持と耐用年数の確保を目的に、昭和52年度に設定されました。一般的な補助金とは違い、補修を希望する土地改良区等がこの事業に加入し、必要な事業費の30%を拠出します。これに国の補助分30%、県の補助分30%が加算され、資金となります。土地改良区等へは事業の実施時に資金から事業費の90%が交付され、残り10%が自己負担となります。拠出金30%と実施時の自己負担10%が実施主体となる土地改良区からの持ち出しですが、地元の管理組合等に

負担を求めるほか、各土地改良区の判断するところでございます。市としまして、負担要綱等を整備しておりませんが、要望があった場合に協議の上対応してございます。

あと実施件数でございますが、平成27年度から令和元年度までの直近5年で件数のほうを申し上げさせていただきたいと思います。直近5年の実績で件数のほうをお話しします。併せまして21件でございます。そのうち、市で負担しました件数は10件となります。

(発言する人あり)

○農水産課長（多田一徳） はい、10件です。

また、1件での最高の負担額でございますが、こちらは184万5,000円となっております。

(発言する人あり)

○農水産課長（多田一徳） はい。

それから大きい4番のほうの（4）で、市を南北する分断について、農地ということもございましたので、農業のほうの関係からご回答させていただきたいと思います。

(発言する人あり)

○農水産課長（多田一徳） 失礼しました。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、再質問します。

まず大きな1点目の1でございますが、これにつきましては分かりました。

そして、2番目につきましては、相続それから市への不満ですか、ということでございますが、この内容、市長、それから副市長、当然把握していると思うんですが、市への不満につきましては、時には職員などの個人的なことがあると実態を伝えられないこともあります。そういう中でこの市への不満については、市長、副市長はどのように把握しているのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市への不満というのは直接市長には届いてはいませんが、担当課からこれまでに幾らか聞いたことがあります。あまり不満ということは、相続の問題のことについては難航しているというようなことは聞いておりましたけれども、市政、行政への不満ということはあまり聞いておりませんでした。

ただ、税とか個人情報とか、そういった部分で不満があるというような部分は担当課長か

ら聞いたことがあります。そのくらいです。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私も当事者等からそういうことを伺っております。

そういう中で、飯岡地域の津波避難道路は、副市長の地元なんですよ。副市長の任期も来年3月末です。既にもう4か月を切ったわけでございます。そんな中で、相続についてはいろいろ難しいことがあるということでございますが、これはこの旭市には顧問弁護士の加藤豊三さんがいるんですよ。そんな中で、この方と相談をし、市ももっと関与すべきでないのかと私は思うんです。

また、役所への不満については、よく足を踏まれた人は痛みを忘れないと言われますが、副市長が地権者に当たり、胸襟を開いて話をし、プライドがあるだろうが土下座をすれば、地権者の同意を得られると思うんですが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 私のほうに不満があるというようなことを薄々聞いております。ただ、その部分については、私自身がそこについて漏らしたとか、そういうことはないことであります。ですからどういうふうにその話が伝わったのか、私自身も不思議です。

ですからその部分について、当然、その方がそのように申していれば、本人と直接会ってお話をする、そのような機会を設けたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 副市長もそういう意向を持っていれば、職員に任せるのではなく、副市長自ら出て行って、やっぱり副市長の弁明、副市長が弁明する必要があると思うんですが、その中で副市長ぜひ、これは前面に出て対応していただきたいと思います。

次に、大きな2点目でございますが、この150メートルで7名の人がいるという中で、担当課では協力してもらいたいということでいろいろやっているようでございますが、津波はいつ起こるか分からないわけです。そんな中でこの津波避難道路は、津波から市民の命を守る道路です。担当課の職員が一生懸命に交渉を行っても、同意を取れない状況の中で、早急に完成させる取組を、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この矢指地区の津波避難道路は私の地元を通るということで、少し難航

した部分もありますけれども、うちのほうの地区の方々はほぼ全員に協力していただいております。一人だけ相続が、いろんな問題があって相続ができないということの中で、一人だけまだ未買収がありますけれども、あとの6人はこれから銚子連絡道にかかる部分が今まで買収の交渉に入っていなかったもので、これから先にやるということを担当課から聞いておりますので、そういった部分で鋭意努力していただきたいとそうように思っているところがあります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういうことで、銚子連絡道とのいろんな絡みがあるんでしょうけれども、やっぱり津波避難道路というのは、市民の命を守る大事な道路なんですよ。そんな中で市長の任期も来年7月30日までなんですよ。

そんな中で、市長、もっと前面に出て、一日も早く完成させるために努力していただきたいと思うんですよ。どういうふうに考えているのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も地元でありますので、津波避難道路は絶対に早期に完成させてもらいたいということは、担当課のほうにも強くお願いしていたところでもありますけれども、やはりこの道路の問題、地権者とのいろんな交渉がありますので、時間がかかってしまったということは申し訳なく思っているところでもありますけれども、ほぼ津波避難道路に対する地域の皆さん方の理解は、もう全部もらっているということでいますので、早期にこれは実現できると信じていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3番目のファームポンドの件でございますが、現在の計画ではファームポンドをかけなくても、道路の改良工事ができるようになっています。それが当初計画ではわざわざファームポンドにかかるように事業計画をしたわけですが、この理由、また設計委託料として一千数百万円もの大金をかけ、貴重な市民の税金を無駄に支出したわけですが、なぜそのようなことをしたのかお尋ねします。

そして、またファームポンド上の機械の改修費用については、土地改良施設維持管理適正化事業補助金を利用すれば、多額の補助金を国や県、土地改良から交付されるわけなんですよ。そんな中で、今回のファームポンドの機械の改修費用、先ほどの答弁では3,000万円ということでございますので、それが大利根土地改良2割の負担とした場合、全額市が負担し

ても600万円で済むわけです。わざわざ設計費用、一千数百万円をかけなくても済むわけです。なぜそのような制度を活用することを行わなかったのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） この津波避難道路の計画時点、担当課と詳しく検討いたしました。

当時、南から上がってきたものを中央病院方面へまっすぐに行くのができるのかどうか、それと今計画中でありましたファームポンドの北側を通して、道の駅の新設道路へつなげるのがいいのかというような部分でいろいろと検討したわけでありますけれども、担当課から今おっしゃられましたように、いろんな補助金を活用すれば少なくて済むと、当時から2億円くらいはかかるのではないかと、そんなような話がありましたけれども、本当にできるのかと、当時の担当課長に問い合わせまして議論もしました。できるということでありましたので、そういった計画が、議会にも報告をして、そういった路線はやったと思いますけれども、そこで計画をしたところであります。

いろんな補助金を活用しながらできるということでありましたので、計画どおりにやろうということで、その工事の委託料も発注をしたところでありますので、ご理解をいただきたい、そのように思います。

それと同時に、接続する、道の駅の新道に接続するところの北側に火薬庫がありまして、火薬庫をかざすということは大変難しいのではないかと、当時の担当課からお話がありまして、それはそうだなということで検討の結果、今の計画路線にしたところでありますので、その工事の中で、計画の中で、そのファームポンドの移転工事費用がどのくらいかかるんだということを委託したところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の計画でも火薬庫はかかっていないわけですよ。これ最初からかかなくてもよかったわけなんですよね。そういう中でこれは市長の地元からこの水田の用水地上のファームポンド、補助要望があり、国の補助金制度を知らなかったためか、その要望を満たすためにファームポンドをかけた津波避難道路計画を立て、その補償金で負担は全くないと思っていたという地元の話です。

そんな中で設計した結果、市は莫大な予算がかかるために、路線変更をした結果、今度は、

市は補助を出せないという中で、役員は地元の説明ができないということで、市から補助金を多くということで話合いが今難航しているということですが、その結果についてはどのようなになっているのかお尋ねします。

またこの市からの支出については、次期市長に引き継いでおくとのことですが、どのように次期市長に引き継ぐのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 現状の状況については担当課のほうから回答させてもらいますけれども、次期市長に引き継いでいくということは、私は公式の場では言った覚えがありませんので、そういった部分は記憶にありませんけれども、そういった今までの流れの中で地元負担、なるべく軽減してもらいたいということは、次に市政を担当する方に言っておきたいとそのように思っております。

以上です。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） そのことは全然言っておりませんので。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） ではファームポンドの関係でございます。

まずこちらが敷地からかかったことは、ファームポンドがかかった理由につきましては、市長からもご回答がありましたように、火薬庫があった、あるいは大利根用水路があったということで、どうしてもその少し南側にふって、そのような計画になったことからファームポンドがかかったということでございます。で……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） すみません。あと……

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、ただいまのあれですが、設計などで必要もないのに多額の税金を使い、市民に説明がつくのかと私は思うわけです。

そういう中で、市民の理解が得られない場合には、このような無駄な支出は住民監査請求されることがあるわけです。そんな中で市長が賠償責任を問われることがあります。市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この計画道路はあくまでも計画路線で、社会資本整備総合交付金の対象にもなっている事業であります。きちっとその道路の出発から終点までの道路が計画をされているわけでありまして。その中でファームポンドの工事費がどのくらいかかるかという部分はきちっとやらなければならない仕事でありますのでやったということでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃその事業にこういう経費は見られるという今の答弁でございますが、時間がないので、次に移ります。

適正化補助事業、市は出したところと出さないところがあるわけです。市原市などではこの国の補助金制度に伴う要綱があるわけです。この要綱をつくれば、市長が変わろうが地元の役員が変わろうが、今回のように1,000万円以上の貴重な税金の無駄遣いやまた地域でのトラブルがなくなると思うんです。

市長は要綱をつくることについてどのように考えを持っているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私としましては、そういう要綱をつくって基準が統一されたほうがいいとそのように思っております。その都度都度いろいろな内容とか、条件とか、環境とかによって、そしてまた紹介の方々のいろんな申出によって補助率を変えるというような部分は、ないほうが絶対にいいと思いますので、その点は前向きに検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市民の不公平感をなくして、基幹産業である農業を守るための要綱を策定して、市として負担すべきと思うわけでございますが、そういう中で市長の前向きな答弁をいただいたわけでございますが、こういう要綱をつくれば、工区の役員の方々も安心すると思うんです。ですから一日も早くこれをつくっていただきたいと、思います。

次に、銚子連絡道の関係でございますが、銚子連絡道の2点目、道路の横断について、連絡道路を横断すると南北の路線が減り、今まで以上に新しい南北を横断する道路の交通量が

増えて、連絡道路の構造上全てトンネルで、出口は危険極まりありません。横断の道路と側道の交通安全の確保が必要と考えますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では南北を横断する道路の下を通るボックスカルバートの出口の件ということで、お答えしたいと思います。

市といたしましても、やはり出口の部分は安全上ちょっと危険かなということは考えております。そこで県に対しましても、こちらどこにつく、あるいはどのような形態になるかということも理解した上で、県と協議あるいは要望を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ都市計画について再質問します。

今後、都市計画が策定されるわけですが、過去の旭市の都市計画で、市民の意見が取り入れられたことがあるのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 合併以降の数字でございます。

旭市では、千葉県が決定するもの及び手続き中のものを含め、6件の都市計画決定手続きを実施しておりますが、都市計画の内容が変更されたものはございません。

この6件については、公述の申出の提出により、公聴会で意見陳述があったものは1件、意見書が提出されたものはございません。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ結局この都市計画での変更というのは旭市でも全くなかったわけですね。

そんな中で、この都市計画が県で作成された際に、市長の意向がどれだけ取り入れられるのか。そういう中で市長は今、市民の声を、この都市計画に反映させるためにどのような対策を取っていくのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど冒頭でもご回答申し上げましたけれども、これまでも県、国……国には直接は具体的な部分は、今は言いませんけれども、県の道路計画課、海匠土木、来ていただいた職員の皆さん方には、そういった部分ではしっかりと市の地権者の立場も理解をしていただきながら、要望は入れてほしいということは最初に申し上げておりました。

しかし、道路計画の説明会が、都市計画の説明会があって以来、そのことについて同じことを申し上げましたら、一応説明会にルートを提示したということの中で、なかなかそれを変更するのは難しいと、県議にも、匠瑳の県議にもいろいろ働きかけながら、県のほうに交渉していただきました。私自身も計画課長と話し合いました。なかなか難しいというようなことで、ご回答がありました。本当に地方自治の力というのは本当に情けないなと、そんなような思いをしているところでもありますので、今後とも地元の地権者の皆さん方とともに、要望すべきことは要望していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市で都市計画をつくっても、1回も住民の意向は入ったことはない。そういう中で、県がつくったものに対して、旭市また市長が幾ら言ったって、これは無理だと思うんです。そういう中でまた次に移ります。

あとは4番目の市を南北に分断することについてであります。現在の南北の生活路線数から大幅に少なくなって、市民の往来が大幅に時間を費やすことになります。旭市を過ぎ去る方には便利になるかもしれませんが、市民にとっては非常に不便な道路と思います。

市長はこの南北分断の実情をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） このことについては、県も理解を示してくれておりまして、分断をされないような道路計画をつくっていきたいということでもあります。それは県も十分承知していることと思いますので、そのように私も理解をしているところであります。

ただ、人口や地域が分断されるよりは、やはり農地が斜めに分断されるという部分は、本当に私の身近な人もかなり多いのでありまして、そういった部分では本当に憤慨をしているところでありますけれども、私も銚子連絡道の期成同盟会の会長をしておりまして、なかなかそこの中で絶対にこれは判こをおさないというような部分にはいかないと思いますので、県のこれからの交渉といいましょうか、微調整ができるのかどうか、そのところはしっか

りと要望していきたいとそのように思っております。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃそういう中で、これは分断された地域、それから住民の融和を図るというためには、どのように市長は考えているのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今も申し上げましたように、分断をさせないような、されないような道路計画を立てていただくということで、県に要望していききたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな5点目ですか、担当課の職員の皆さん方、今一生懸命交渉しているわけですが、同意を得られない状況です。19億円もかけたJRのトンネル部分の工事も進んでいます。トンネル部分の工事が完成しても、10年も20年も通行できない道路では道路の役目は果たせません。市長の任期も、先ほど言いましたが来年の7月30日までですので、市長がむしろ積極的に地権者に当たって同意を得るという考えはございませんか。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） おっしゃるとおり、私も地権者残る1名、実質1名ですけれども、交渉に当たってみたいなどそのような今、思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今市長、交渉に当たってみたいということでございますので、ぜひ前面に出て、この交渉に当たってこの道路が1日も早く開通するよう、努力していただきたいと思います。

そんな中で、現在、トンネル部分の工事が始まっていますが、土地所有者の感情を逆に逆なでしているようにも感じるわけでございますが、そういう中でこの道路の総延長は2.3キロメートルで、35億円もの多額の金額を費やしても道路が完成しなければ無駄な事業になってしまうわけでございます。この用地を得ることができない場合は、路線変更や土地収用法も含めどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今の時点ではそういったことは考えておりませんが、誠心誠意、

私も含めてその交渉に当たりたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） よく立つ鳥跡を濁さずということでございますが、皆さん方それぞれ任期がある中では、せっかく始まった道路計画、任期中にぴしっと完成させていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

○副議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

先ほど、建設課長より発言の訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、先ほど、高橋利彦議員よりご質問のございました大きな項目4番の銚子連絡道路についてということで、そのうち（1）でございます。道路の構造についてでございますが、上の道路の幅員はというご質問のときに、私、申し訳ございません、片側一車線で路肩を含めて7.5メートルというようなお答えをさせていただいておりましたが、9.5メートルと修正したいと思います。よろしくお願いします。申し訳ございませんでした。

◇ 宮 澤 芳 雄

○副議長（飯嶋正利） 引き続き、宮澤芳雄議員の一般質問を行います。

宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（11番 宮澤芳雄 登壇）

○11番（宮澤芳雄） 議席番号11番、宮澤芳雄です。

旭市議会第4回定例会におきまして一般質問を行います。

新型コロナウイルスの発生を耳にして1年が経過しました。経済も非常に大きな打撃を受けているところです。一日も早い終息を願いたいと思います。また、日本では、国を挙げて東京オリンピックに期待をしているところですが、残念ながら1年間延期をされました。

旭市でも、ぜひこの東京オリンピックに合わせて、何か便乗して市を盛り上げるイベントをしたいということで様々な取組がされています。中でも世界ジュニア大会の選手選考会というのを、最終選考会、それから一次予選と、旭市の体育館で行われます。その中で、成長した子どもたちが東京オリンピックの代表選手に決定しているわけであります。輝かしい色のメダルを取ってくれることを期待したいと思います。

また、次の世代の選手も非常に有力な選手が、世界から注目されるような選手の成長がありまして、次のパリオリンピックでは、恐らくメダルの最有力候補だろうという選手が、先日、旭市を訪れていろいろとリフレッシュタイムだということに来てくれました。そんな中で、4人の選手が旭市の体育館で小学生を相手にプレーを披露してくれまして、事業強化本部長宮崎さんの解説の下にいろいろと指導をいただきました。ありがたいことだと思います。日本卓球協会藤重会長が旭市の市長には心から感謝をしたいというお言葉をいただいております。本当に、市には感謝したいと思います。ありがとうございます。

それでは、質問を行います。

質問は大きく分けて3点であります。

1番目として、高齢者世帯の対応についてお尋ねします。

（1）見守りについて。

近年、人口減少が進み、高齢者世帯が増えています。独り暮らしの世帯の把握を市ではどのようにしているのか、またその世帯の見守りはどのように行われているのかお尋ねします。

（2）ごみ出しについて。

高齢者世帯にとっては、生活ごみをごみステーションまで運ぶことが大変な負担になっています。特に、車のない世帯では自分で運ぶことができず、業者に委託せざるを得ない方もいます。一月3,000円程度で運搬を代行すると試算する業者もあるとのことですが、高齢世帯には大きな負担となります。年齢や条件付でその一部を補助できないでしょうか。お尋ねします。

2点目、生活保護について。

(1) 生活困窮者自立支援制度について、これはどのような制度なのかお尋ねします。  
大きな3点目、人口減少の対策について。

(1) 市内の区制度について。

干潟地区は人口に対して区の数が多いため、世帯数の少ない区があります。そのため、区長を複数回せざるを得ない人のいる区もあります。そして、近年の人口減少により将来的に世帯数はさらに減少することと思われます。

そこで、現在、市内の区の数、世帯数の少ない区の数はいくらなのかお尋ねします。

(2) 出会いコンシェルジュについて。

自治体の主催するコンシェルジュは、安心して参加できると大変好評です。参加者の期待に応えるためにと、各自治体では様々な努力がされています。

そこで、旭市の取組についてお尋ねします。

参加者の募集の方法、登録人数、その際の条件、イベントなどや旭市としての特色をお聞かせください。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、私からは1番目の高齢者世帯の対応についての

(1) 見守りについてお答えいたします。

まず、独り暮らしの世帯の把握とその見守りをどのように行っているかというご質問でございます。

市では、地域の民生委員や地域包括支援センターに協力をお願いしまして、見守りの必要な65歳以上の独り暮らしの世帯及び75歳以上の後期高齢者のみの世帯について報告を受け、台帳を整備しております。なお、この世帯による世帯数は、令和2年11月1日現在で独り暮らしの高齢者の世帯は890世帯、後期高齢者のみの世帯は153世帯となっております。

また、これらの世帯の見守りでございますが、緊急通報装置や配食サービスによる見守りを行っております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは(1) 高齢者世帯の対応についての

(2) ごみ袋の回収、ごみ出しについてお答えします。

高齢者世帯におけるごみの運搬がご負担になっていることは理解しておりますが、ごみの

回収費用を負担するという制度がありませんので、現状での補助は難しいと考えております。

しかし、この対策の一つとしましては、ごみステーションの移設や増設により高齢者世帯の近くにごみステーションを設置する方法が考えられます。ごみステーションを設置する際の要件としましては、ごみステーションの管理者を設けていただきまして、原則として10世帯以上の利用者を対象に設置が可能となっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 私のほうからは、2の（1）生活困窮者自立支援制度について、どんな制度かについてお答えいたします。

本事業は生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年度より実施している事業であります。内容は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的としています。

生活に困窮している方が生活保護に陥らないよう、その前の段階でいち早く自立できるよう相談支援員が相談に応じ、支援へとつなげていくセーフティーネットとして機能するものでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3番、人口減少の対策のうち、（1）の市内の区制度についてお答えいたします。

現在の市内の行政区の数は147区ありまして、そのほかに自治会といわれるものが9団体ございます。

また、世帯数の少ない区の数ですが、50世帯未満の区は全体で42区ありまして、そのうちの23区が干潟地域の行政区となっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私のほうからは、3の（2）出会いコンシェルジュのこれまでの取組等についてお答えいたします。

出会いコンシェルジュは平成19年度に設立し、様々なイベントを開催するなど、出会いの場を提供し、今年で14年目となります。

男性は会員登録を必須としており、市内在住、在勤または在住予定者の20歳以上の方とし

ています。女性につきましては、気軽に参加いただくためにも、登録有無にかかわらず、イベント等への参加を可能としております。令和2年10月末の会員登録者数は、男性178人、女性20人となっております。

イベントの情報は、会員へのメール配信のほか、市内施設、事業所などにチラシの掲示、市ホームページやフェイスブック、情報誌への掲載などで発信しています。より気軽に参加してもらえるイベントを目指し、毎回趣向を凝らし企画しています。

今年度は感染症拡大防止のためイベントの開催を見合わせておりますが、昨年度は7回開催し、いずれもととても好評で、参加者数は162人でした。イベントの運営は委員が中心となり実施しており、緊張している参加者を和ませるなど、参加者間のかけ橋となっています。団体推薦の委員が任期満了後も引き続き活動したい、今まではイベント参加者だったが、今後は委員として携わりたいなどと公募委員として現在も意欲的に活動されている方もいらっしゃいます。参加者の気持ちを酌むこともでき、とても心強いサポーターとなっています。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） それでは、1番目から順次、再質問を行います。

（1）見守りについて、緊急通報装置や給食サービスを利用しない世帯というのは、見守りは行われていないのでしょうか。質問いたします。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 緊急通報装置や配食サービスを利用されておらず、要介護や要支援認定を受けていない世帯につきましては、社会福祉協議会及び地域包括支援センターに依頼し、訪問調査を行っております。なお、高齢者の状況により、地域包括支援センターが訪問を継続し、介護サービスをつなげたり、福祉制度の利用支援を行っております。また、高齢者と接する機会の多い民間事業者と協定を結びまして、日常の業務中に見守りを行っていただく高齢者見守りネットワーク事業も行っているところであります。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

これまで、高齢者、独り暮らしの高齢者という世帯は、一番頼りにしていたのはご近所、特に両隣のうちだと思っておりますけれども、これまで見守ってくれていた側の方が自らがもう

高齢者となってしまっていて、見守られる側に代わってしまったり、あるいは隣のうちが空き家になってしまったりと、非常にその環境が一変すると思います。

そんな中ですから、市の取組は非常にありがたいと思いますので、さらに継続して頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

(2) ごみ出しについての再質問いたします。

10世帯まとまれば、ごみステーションを設置できるという回答でしたけれども、この設置に当たって、誰が取りまとめてどこに申請をどのようにしたらいいのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

環境課にごみステーション設置申請書がございますので、10世帯まとまりましたら、区内での調整も必要かと思いますが、ごみステーションの管理者とあと設置場所を決めていただき、区長またはごみステーションの管理者の方が取りまとめまして環境課のほうへ申請いただくことになっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。非常に高齢者にとっては大変ありがたいことだと思います。ぜひ申請がありましたら、丁寧に対応していただきたいと思います。

それでは、大きな2番について再質問いたします。

ただいま説明をいただきましたけれども、この制度の詳しい内容について、また手続きについてお尋ねいたします。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 生活困窮者自立支援制度の詳しい内容と手続きについてということでお答えいたします。

この制度の支援の内容でございますけれども、まず自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金事業、以上の4項目から成っております。

それぞれについての具体的な内容です。

まず、自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に応じてプランを作成し、関係機関への同行訪問や就労支援等を行うものです。二つ目の就労準備支援事業は、一般就労に就くことが困難な方に対して、就労に従事する準備としての基礎能力を身につける支援を行うものです。三つ目の家計相談支援事業は、家計管理がうまくできない方の家計再生計画やプランを作成して支援するものです。四つ目の住居確保給付金事業は、休業等により収入が減少し、住まいを喪失するか喪失するおそれのある方に就職の支援とともに家賃助成を行うものです。そして、これらの事業を活用して総合的に支援を行っております。

また、相談や支援については、旭市社会福祉協議会が窓口となっておりますが、市への生活困窮の相談があったときは、相談者の状況をよく聞き取った上で、この制度の支援が必要な場合は社会福祉協議会へ相談を受けていただくよう案内をさせていただいております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

直近3か年の実績といいたうしょうか、相談者の数と実績が分りましたら教えてください。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、ここ3年間の相談の実績ということでお答えいたします。

この制度に関する全体の相談受付件数は、平成30年度93件、令和元年度106件、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現時点で393件と例年よりも相談件数が増加しております。なお、今年度の主な支援等の内訳ですが、支援計画の策定が74件、就労支援が32件で、そのうち就労を開始した方が15件となっております。そのほか住居確保給付金や総合支援資金等の貸付けの相談も総合的に行ってございまして、本事業は生活困窮者を支援へつなげていくためのセーフティーネットとなっているものと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

今、本当にいい説明がありました。自分、何でこれを一般質問でお尋ねしたかというところ、いろいろ民生委員時代に生活保護の相談を受けました。それで、本当に必要な方もいるんですけれども、生活保護がなければ命に支障があるという方もいるんですけれども、実は生活

保護の意味を理解しないでいる方もいらっしゃいました。

それで、本当の幸せとは何だろうかと考えたときに、生活保護で生活する必要があるんですけれども、そうではなくて、やっぱり働いて収入を得て生活するということに真の幸せというか喜びというかそういうものがあると思うんですけれども、そういったところの境の人をこれまで助けるという方策がなかったんですね。それで近年、そういったシステムができたということで、非常にすばらしいので、その内容をお尋ねしました。ありがとうございました。今後も頑張っていたきたいと思います。

それでは、続いて、大きな３点目の（１）市内の区制度について再質問します。

世帯数の減少に伴い、これまで市民から何か要望があったかどうか分かりましたらお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 要望ということでございますが、区への加入率を上げるために、市としても新しく転入された住民を勧誘してほしい、こういった要望がございました。

市としましては、転入されたときに行政区に加入してもらうための案内のチラシを配るなどの対応を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○１１番（宮澤芳雄） 区長の負担を軽減するため、市ではこれまでどのようなことを行ってきたのか、また、これからの対応策などありましたらお聞かせください。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えします。

区長の負担を軽減するため、区長の仕事の概要などを取りまとめました区長ハンドブック、これを作成して配付しております。それを活動の参考にいただいているところでございます。

また、市の職員の中から行政連絡員というものを任命しまして、各区に担当する職員として割り当てておりまして、区長への回覧物、こういったものを定期的に直接届けております。そのほか、区長との連絡調整や要望、相談などを受け付けているところでございます。

今後こういった対応をしっかりと続けながら、区長の負担を少しでも軽減していければ

いいなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） すみません、区の統廃合をという要望はありましたでしょうか。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 統廃合というご質問でございますが、区ですとか自治会等の統合につきましても、地域の住民の皆さんの意見、あるいは合意形成というのが大変重要なのかなと思っております。

市としましては、そういったご要望があった場合には、規約の制定方法、あるいは取り決めておくべき事項などについて助言をするなど、統合した後の運営が円滑に推進されるように必要な支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） ありがとうございます。区の統廃合に関しては、当然、区民の感情等もあります。当然、その区の中からいろいろ意見が出て取りまとめて統合するのかなと思うんですけれども、そういった要望があったときは、ぜひ市としても対応をお願いしたいと思います。

それでは、（2）番の出会いコンシェルジュについて再質問いたします。

過去にたしか自分の記憶が正しければ、職員がいろいろな勉強会に出向いたというケースがあったと思うんですけれども、近年では、この市町村の取組の出会いコンシェルジュ、非常に好評なんですけれども、行き詰まってしまったり、非常に難しいから取りやめると、そういった市町村もあると聞いています。

現在旭市では、その近隣の市との連携とか情報交換というのはやっているのでしょうか。お尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 情報収集についてということだと思います。

現在、視察等は実施していませんが、インターネットを活用して他自治体の状況や専門業者が実施しているイベント等を参考にしたり、近隣市には直接電話等をさせていただき、開

催の状況や成果などの情報交換をしております。

今後、機会があれば視察等も行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○１１番（宮澤芳雄） 県内の市町村、自治体といいたししょうか、非常に努力しているんですけども、なかなかその実績が上らないというこを耳にするんですけども、旭市はだいい頑張っているわけですけども、その結婚の報告といいたししょうか、実際にあった、結婚しましたという連絡があった数、分りましたらお願いしたいと思ひます。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

令和元年度までの会員の結婚数ですが、113人です。そのうち、イベントがきっかけで結婚された方は32人となっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○１１番（宮澤芳雄） ありがとうございます。これ、大変な数字、大きな成果を出していると思ひます。また、イベントに参加して現に結婚まで結びつかなくても、参加することによって、今後、異性との交際の仕方が分からないとか異性と話すことが苦手だという人が、恐らくこのイベントでだいい経験を積んでといいたししょうか、経験してその後の婚活に非常に役に立ったということはあると思ひます。

この婚活自体が大きな社会貢献だと思ひます。この市の取組の中でも本当にすばらしい企画だと思ひます。こんな企画を長い間続けていただきたいと思ひますが、どうでししょうか。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

近隣では婚活事業を廃止した自治体もありますが、旭市では今後もイベントの開催方法、周知方法など委員の意見を取り入れ、積極的に事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

## ◇ 平 山 清 海

○副議長（飯嶋正利） 続いて平山清海議員、ご登壇ください。

（２番 平山清海 登壇）

○２番（平山清海） 議員番号２番、平山清海でございます。

令和２年第４回定例会において、一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

今回、私からは４項目５点、質問させていただきます。

まず、第１項目め、農業用廃プラスチックについてです。

現在、使用済みとなった農業用ビニールハウスなどの農業用廃プラスチックについては、ちばみどり農業協同組合、市内機材業者、市内農業者により組織している旭市農業用廃プラスチック対策協議会により回収し、県内の廃棄物処理事業者に処理を委託しております。

年度ごとには処理量の増減はありますが、今般、中国等におけるプラスチック等の輸入禁止措置などにより、国内において廃プラスチック処理量が増加していることに伴い、処理単価が上昇傾向にあります。

このような状況の中、農業用廃プラスチックの処理を委託している事業者側からも処理量の増加や施設の老朽化に伴い、処理単価を引き上げざるを得ない状況にあるとのことであります。令和２年度の処理単価の増額が提示されたところにあります。

この件について２点お伺いします。

まず、一つ目です。処理単価の増額により農業者への負担が増加することで、農業用廃プラスチックの円滑な回収に支障を来し、ひいては環境保全にも影響が生じることが懸念されています。これについてどうお考えでしょうか。お聞きします。

二つ目、（２）ですね、これは要望になりますが、現在、銚子市野尻町に建設が進められている東総地区広域ごみ処理施設におきまして、当協議会が回収している農業用廃プラスチックの受入れについて対応していただきますよう要望いたします。

続いて質問事項２番目、道の駅季楽里あさひについて伺います。昨今、生産者同士のいざこざや従業員とのトラブルの話が多く耳に入ってきます。また、従業員の待遇に対する不満の声も出てき始めているようです。株式会社季楽里あさひの株式の７割を市が有しているわけですから、実態を把握し、問題があれば正しくしていく必要があるかと思えます。現在は、常駐ではなくても定期的な市の職員の派遣等は行っていますでしょうか。伺います。

続いて質問事項３番目、デマンドタクシーについて伺います。

運用開始から約半年が経過しましたが、住民の皆様の利用状況と利用者の年齢、性別など

のデータは伺えますでしょうか。教えていただきたいと思います。

最後に、質問事項４番目、通学路について伺います。矢指地区の飯岡片貝線ですが、大型車がひっきりなしに走っています。歩道のまず広いところで側溝を入れて１メートル３０センチ程度、狭いところでは７０センチ程度です。非常に危険である上に、子どもたちにとっては目線の高さを大型トラックのタイヤが走り抜けており、非常に怖い感覚になるのではないかと思います。対策を伺います。また、旭中央病院南側、ハニービーいとう付近は、狭いところで５５センチ程度の幅で白線もないところもあります。昨今、全国各地で自動車の操作ミスにより痛ましい事故が多く多発しています。我々のまちでこういった事故が起きる前に何らかの対策が必要かと考えます。

以上、４点５項目、よろしくお願いします。なお、再質問は自席で行います。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうからは、まず農業用廃プラスチックにつきまして、環境への影響ということで回答させていただきます。

市の農業用廃プラスチックの処理につきましては、ＪＡなどの施設を利用しまして収集した後、県、全農ちば、市町村等が出資する千葉園芸プラスチック加工株式会社へ搬入し、共同処理をしております。

国外への排出規制等に伴う処理量の増加に対しましては、処理業者において引き続き処理が可能ということで伺っております。今後の資源の有効活用や農村の環境の保全、園芸施設の健全な発展を図るため、県、農協、農業者との連携を図りながら共同処理を継続して実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、（２）の東総地区広域ごみ処理施設での受入れについてお答えいたします。

まず、農業用廃プラスチックにつきましては、産業廃棄物の区分に該当いたします。広域ごみ処理施設につきましては、国からの交付金を受けて一般廃棄物処理施設として建設していることから、農業用廃プラスチックを処理する場合には目的外使用となり、国の承認を受ける必要がございます。

また、前提条件として当該施設の処理能力に余裕がなければ受け入れることができませんが、稼働当初の数年間には当該施設に搬入されるごみ量の増加も見込まれることから、現状に

おける農業用廃プラスチックの受入れにつきましては難しい状況であるとのことですので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは私のほうからは、まず大きな2点目、道の駅季楽里あさひについての市の職員の常駐についてお答え申し上げます。

株式会社季楽里あさひには、市からの常駐職員はおりません。しかしながら、担当職員が頻繁に現場を訪ね、施設の運営状況を確認し、情報の共有をしております。毎月行われる役員会には市の職員を派遣し、出荷者協議会の役員会にも職員を同席させているところです。

これとは別に、株式会社季楽里あさひからは、毎月の売上げのほか、会社で発生する様々な問題についてもその都度報告を受けておりまして、生産者や従業員の件についても市は情報を得ています。社長である市長からは、問題の解決に向けて取り組むよう指示しており、現在、駅長を中心に対応に当たっているところでございます。

続きまして、大きな3点目、デマンドタクシーについて申し上げます。

まず、登録者人数ですけれども、デマンド交通は市内を3地区に分けて通行しておりますので、11月27日現在の運行区域ごとにお答えいたします。

旭南地区は311人、干潟旭北地区は190人、海上飯岡地区は251人、合計で752人の方に登録していただいております。利用状況につきましては、年齢、性別などのデータを含めシステムで管理しております。利用状況につきましては、10月末時点でお答えいたします。利用者数は197人、延べ人数では2,135人となります。利用者数197人の性別の内訳は、男性が48人、女性が149人、年齢別につきましては、年代別でお答えさせていただきます。10代が2人、20代から50代が11人、60代が16人、70代が59人、80代が96人、90代が13人です。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、4項目め、通学路についてということで、私からまずは回答をさせていただきます。

議員、すみません、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、飯岡矢指の地区は飯岡一宮線よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） 片貝線……

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） ええ、一宮線でよろしいですか。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬博久） すみません。では、矢指地区の飯岡一宮線と中央地区の旭中央病院の南側の市道の歩行者の安全対策についてというような内容だったと思います。

まず、矢指地区の飯岡一宮線についてお答えします。市といたしましては、県道などの危険箇所につきましては、毎年、千葉県海匠土木事務所へ交通安全対策を進めていただくよう要望しているところでございます。

飯岡一宮線につきましては、通学路として使用している児童・生徒の安全確保のため、路側帯のカラー舗装の延伸をお願いしているところでございます。

今後は、学童注意、あるいは警戒標識の設置、学童注意の路面標示です、あとは警戒標識の設置、さらには歩行空間の確保ができるよう安全施設による対策を講じることができないか、県と協議を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、中央地区の旭農業高校から旭中央病院までの南側市道についてでございますが、現在、歩道の整備を進めるため事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課から4、通学路についてお答えいたします。

学校教育課では、旭警察署、海匠土木事務所、建設課、市民生活課、PTAと連携し、順番に毎年5校ずつ小学校区の通学路安全点検を実施しております。

矢指小学校区は昨年度に点検を実施し、点検結果を基に除草作業や交差点の待機場所にボールの設置などを行いました。

飯岡一宮線については、小学生は40名程度、中学生は10名程度が登下校時に利用しています。議員ご指摘のとおり、トラックなどの大型車の交通量が多いこともあり、各学校では、できる限り北側の交通量の少ない道路を通過して登下校するよう指導しております。

次に、中央小学校区の通学路点検ですが、2年前に実施しており、その結果を基に、路側帯部分にカラー塗装をしたり、信号機の設置を要望したりしているところです。

中央病院の南側道路については、小学生は35名程度、中学生は20名程度が登下校時に利用しています。こちらも、議員ご指摘のとおり、道幅が狭く、道路南側の白線が引かれた路側帯を通過して登下校しています。

その際、各学校では、ふざけたりせず、一列になるとともに、安全に十分注意して登下校するよう指導しています。

以上であります。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員、そちらでの席のときはマスクを着用をお願いします。  
（発言する人あり）

○副議長（飯嶋正利） マスク着用で。  
（発言する人あり）

○副議長（飯嶋正利） 改めて、平山清海議員。

○2番（平山清海） それでは、1から順次、再質問させていただきます。

農業用廃プラスチックについて。

去年は、軽トラ1台で約8,000円でした。今年は3万2,000円、4倍もの値段になってしまいました。市からの助成の増額ができないか伺います。お願いします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。  
農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 廃プラスチックの助成額の増額ということでお答えさせていただきます。

現在、共同処理をしました農業用廃プラスチックの処理料金につきましては、県、全農ちば、市、農業者の4者にて負担をしております。今年度の処理料につきましては、1キログラム当たり89.6円となっております。県、全農ちば、市が各10円、残り59.6円を農業者が負担しております。市からは、このほかに協議会の取りまとめや運搬などの活動に対して、補助金としまして1キログラム当たり1円の負担をしているところでございます。

助成額の増額につきましては、県と農協も含めた協力体制が必要であると考えますので、今後、対応について協議を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） では、再々質問です。

やはり値段が高いせいか、今年は廃プラの集まる量が昨年に比べ減っていると聞いています。収集率を上げるために、ぜひ助成額の増額ですか、お願いしたいと思います。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 増額につきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、関

係機関との調整を図りまして協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ぜひお願いしたいと思います。

それでは、（２）の東総地区ごみ処理場なんですけれども、個人的には対応してもらえるのか、また対応してもらえたとしたら、それには助成金とかは出ないんでしょうか。お聞きします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、ただいまの質問に対してお答えします。

個人的にはということは、個人で搬入した場合ということでございましょうか。

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） はい。

農業用廃プラスチックに関しましては、個人であってもやはり産廃という扱いになりますので、ちょっと受入れが厳しいのではないかと思います。また、施設自体が３市の施設でありますので、これから協議、３市、ほかの２市の考え方、意見もありますので、そちらのほうと話し合っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ぜひとも、個人的にも受入れをお願いしたいと思います。

続きまして、２番の道の駅について再質問いたします。

従業員の待遇に対する声も出てき始めているようですが、従業員の給与形態、例えば固定給なのか、昇給の有無、アルバイトの雇用等、把握されていますでしょうか。質問いたします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 正社員の賃金につきましては、就業規則で定めた賃金規程によりまして支払われております。社員の実績や勤務成績、会社の業績等により昇給や賞与の支給もございます。パートタイマーにつきましても、同様に就業規則において時給制とし、その金額は勤続期間や地域の賃金相場等を考慮して決定しております。

また、お盆期間中ですとか年末年始、あるいは、ゴールデンウィーク等の勤務には、割増

賃金を支給しております。なお、本年4月と5月に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言中、感染リスクを負いながら従事したパートタイマーを含めます全従業員に対して特別手当を支給などもしております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 何か私のところには、給料が安いというようなことが結構入ってきます。

また、再々質問になりますけれども、週に1日でもいいですから、市役所の職員を、従業員、アルバイトの方々がどういった仕事をしているのか、実際に確認し、把握していただきたいと思います。これについてまた回答をお願いします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 市の職員の常駐、まあ週に1回でもということですが、市の職員を常駐させようとしますと、株式会社季楽里あさひは営利法人であり、市の職員を派遣することには法的に様々な課題がございます。生産者や従業者の問題については、まずは会社及び出荷者協議会が自ら解決すべきと思われますが、先ほども申し上げましたように、市も頻繁に職員を訪問させてサポートしているところでございますので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 頻繁に行っている割には、私、会ったことないんですけれども。本当に、30分、1時間じゃなくてももう少し長い間、長い時間仕事っぷりを見ていただきたいなと思います。これは回答いいです。

次に、デマンドタクシーについてであります。

利用登録は常時受け付けているのでしょうか。お聞きします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 利用するに当たっての登録の受付につきましては、現在も受け付けておりますし、年間を通して行っております。持参していただく場合は市役所の開庁日、開庁している時間帯に限りませんが、郵便やファックスについては年間を通して随時受け付けておるところでございます。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 私もいつか歳を取ったら利用してみたいと思います。

デマンドタクシーについては、これで終わります。

それでは、4の通学路について伺います。

旭農業高校南側の歩道整備について、進捗状況はどうなっていますのか、カーブのところが非常に危険ですので、お答えをお願いします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、質問にお答えいたします。

旭農業高校の南側のカーブというところを含めまして進捗状況でございますが、ただいま民地部分の地権者と旭農業高校に対しましては用地買収が必要となることから、用地取得に向け、交渉や協議を進めているところでございます。

今後も歩行者の安全確保のため、歩道が早期に整備できるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 用地買収が済み次第、早急に整備に取りかけられるよう準備を進めていたきたいと思います。

また、中央小学校付近の横断歩道についても、白線が消えている箇所があるようですが、認識はされておりますでしょうか。伺います。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） ただいまの中央小学校の付近の白線等が消えかかっているということでございます。まず、白線に関しましては、再度、うちのほうでもまた確認をさせていただきたいと思います。道路パトロール等で確認はしているつもりなんです、もし漏れているところがありましたら、今後、対応を検討したいと思います。

なお、歩道等の白線もございしますが、歩道等は規制にかかるものなので、規制にかかる今回、公安委員会の担当になってしまいますので、管理者にこちらから要望してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員。

○2番（平山清海） よろしくお願ひしたいと思ひます。

実は、昨日ちょっと先輩に言われましてね、横断歩道の線が見えないところがあるというので、私、昨日見に行ってきました。中央小学校の東側正門のところ、丸つきり白線が、横断歩道の白線が消えています。また、小学校の周り、まち中も含めてちょっと見てきました。やっぱり白線が見えにくいところが多数ありまして、すぐにでも白線を引いてもらいたいと思います。子どもたちの命がかかっていることですので、早急に対処してもらいたいと思います。歩行者や子どもたちのため、事故が起きてからでは遅いので、早急に取り組んでもらいたいのでよろしくお願ひします。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） いろいろすみません。ご指摘をいただきましてありがとうございます。早急にも建設課のほうで道路を確認しまして、対応を含めまして検討いたします。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 平山清海議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○副議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時05分